

安全な構造の昇降機を使用しましょう！



工場や倉庫などで、労働安全衛生法で定める構造規格を満たさないエレベーター※1・簡易リフト※2（以下、「昇降機」と言います。）を使用しているケースが多く見られます。

佐賀県内で令和6年に構造規格を満たさない昇降機を使用中に、搬器と昇降路に労働者が挟まれて死亡するという災害が発生しています。

事業主の皆様には、事業場に設置している昇降機の仕様を確認し、構造規格を満たさない場合は、改修するなど適正にご対応いただくよう、お願いします。

昇降機について、確認していただきたい事項（詳細は裏面参照）

- 昇降路は荷の積卸口を除き壁が設けられていること。
- 荷の積卸口に戸が設けられていること。
- 搬器は荷の積卸口を除き、周囲に囲いが設けられていること。
- 昇降路の全ての荷の積卸口の戸が閉じていない場合には、搬器を昇降させることができない装置が備えられていること。
- 搬器が昇降路の荷の積卸口の戸の位置に停止していない場合には、鍵を用いらなければ外から当該荷の積卸口の戸を開くことができない装置が備えられていること。



注意点

- 1 積載荷重が0.25t（トン）未満のもの及び製造業・鉱業・建設業・運輸貨物取扱業以外の業種の事業場に設置されるものは労働安全衛生法の適用を受けません。
- 2 積載荷重は、巻き上げ能力（荷を引き上げられる最大の能力）と搬器の重さから客観的に決まります。
運用により（積載荷重を意図的に小さくすることにより）法令の適用がなくなるものではありません。
- 3 建築基準法では、搬器の床面積が1m²超又は搬器の天井の高さが1.2m超の昇降機はエレベーターに該当しますが、建築基準法施行令の改正により、令和7年11月1日から、労働安全衛生法の適用を受ける簡易リフトについては、建築基準法におけるエレベーター、小型貨物専用昇降機に係る規制の対象外となりました。

※1 エレベーター：人及び荷をガイドレールに沿って昇降する搬器に載せて動力を用いて運搬することを目的とする機械装置（人又は荷だけを載せて運搬するものを含む）

※2 簡易リフト：エレベーターのうち荷のみを運搬することを目的とするもので、搬器の床面積が1m²以下又は搬器の天井の高さが1.2m以下のもの

【労働安全衛生法による区分】

- エレベーター：搬器の面積1m²超かつ高さ1.2m超
- 簡易リフト：搬器の面積1m²以下又は高さ1.2m以下



労働災害防止に関するお問合せ先

武雄労働基準監督署 監督・安衛課 0954-22-2165



昇降機（エレベーター・簡易リフト）の主な構造と管理

（ク則：クレーン等安全規則の略、工構：エレベーター構造規格の略、簡構：簡易リスト構造規格の略）

